

議員提出議案第 1 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

令和 5 年 6 月 30 日

芦屋市議会議長 帰 山 和 也 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 福 井 利 道

提案理由

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本規則に用いられている読点の表記を改めるもの。

芦屋市議会規則第 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

この規則において読点として表記する「, 」を「、」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第101条関係）				別表（第101条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員総会	議会の運営に関し協 議又は調整を行うた め	全議員	議長（一般選 挙後議長が選 挙されるまで の間であって は、 <u>事務局長</u> （芦屋市議会 事務局条例 （昭和25年 芦屋市条例第 19号）第3 条に規定する 事務局長をい う。） <u>。代表 者会議の項に おいて同じ。</u> ）	議員総会	議会の運営に関し協 議又は調整を行うた め	全議員	議長（一般選 挙後議長が選 挙されるまで の間であって は、 <u>事務局長</u> （芦屋市議会 事務局条例 （昭和25年 芦屋市条例第 19号）第3 条に規定する 事務局長をい う。））

改正後	改正前
(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。